

第5章 東京都マンション管理適正化推進計画

マンション管理適正化法第3条の2第1項に基づき、マンションの管理の適正化を図るための基本的な方針（令和3年国土交通省告示第1286号）のもと、町村部に適用する東京都マンション管理適正化推進計画を以下のとおり定める。

1 町村の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目標

マンション管理適正化法及びマンション管理条例に定める目標を達成し、「東京マンション管理・再生促進計画」（以下「促進計画」という。）で示したマンション居住の将来像を実現するため、促進計画で示す施策の方向性を踏まえ、マンション管理の重要性や方法等について普及啓発を図るとともに、町村や専門家等と連携して適切に助言、指導その他の支援を行い、管理組合による自主的かつ適正な維持管理を推進していく。

2 町村の区域内におけるマンションの管理の状況を把握するために都が講ずる措置に関する事項

前記1の目標を達成するため、登記等に基づき、所在や棟数等の基本情報の収集に努める。また、マンション管理条例に基づき実施する管理状況届出制度を活用しつつ、管理組合や区分所有者に対し、マンションの管理状況等の実態把握を目的とした調査を計画期間内に実施する。

3 町村の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

マンション管理適正化法に基づき、町村の区域内において、管理計画認定制度に関する事務を実施する。また、管理組合の管理者等に対し、同法に基づき適切に助言、指導等を行う。その他、促進計画で示す施策の方向性を踏まえ、町村や関係団体と連携し、町村の区域内におけるマンションの管理の適正化を推進するための施策を実施する。

4 町村の区域内における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（東京都マンション管理適正化指針）に関する事項

マンション管理適正化法第3条の2第2項第4号に規定する東京都マンション管理適正化指針は、別に定める。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションの管理の適正化に取り組む管理組合等を支援するため、促進計画で示した施策の方向性を踏まえ、マンションの管理に関する相談体制を整備するとともに、適切な手法や媒体を活用し、必要な情報提供を行う。

6 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とする。